

令和5年第7回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

- 1 開催日時 令和5年7月18日(火) 午前8時48分～午前9時46分
- 2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室
- 3 出席委員 (13人)

会 長	11番	木 立 康 行			
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文			
委 員	1番	佐 藤 陽 介	2番	今 隆 俊	
	3番	石 澤 孝 知	4番	長 内 康 之	
	5番	木 村 功	6番	高 橋 英 子	
	7番	工 藤 勝 彦	8番	大 平 成 年	
	9番	工 藤 元 伸	12番	佐 藤 国 雄	
	13番	佐 山 秀 夫			
- 4 欠席委員 (0人)
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (5人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮		
- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (1人)

・中野地区	櫻 庭 太 志
-------	---------
- 7 議事参与の制限委員 (0人)
- 8 付議案件

報告第14号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第15号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第34号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第35号	農用地利用集積計画の決定について
議案第36号	農用地利用集積等促進計画案に係る意見について
議案第37号	非農地証明申請について
議案第38号	黒石市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について

9 事務局職員

事務局長

事務局長補佐

農政農地係長

主査

主事補

中 田 憲 人

工 藤 英 樹

福 士 博 幸

山 田 和 晶

福 澤 野 亜

中田事務局長	定刻前ですが、本日、出席予定の皆様がお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。 本日は、櫻庭太志推進委員から欠席の連絡が入っております。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和5年第7回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、5人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、12番佐藤国雄委員、13番佐山秀夫委員をお願いします。書記には事務局の工藤補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第14号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事補	報告第14号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和5年6月受理分は、相続が3件、総面積11,575㎡、田が1筆336㎡、平畑が5筆2,024㎡、樹園地が5筆9,215㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声

議 長	質問がありませんので、次に、報告第15号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事補	報告第15号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 4ページをご覧ください。 受付番号20番は、大字竹鼻字北野田の畑、ほか1筆合計4,064㎡を賃借人の都合により、令和5年6月7日に合意解約したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 それでは、議案第34号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福澤主事補	議案第34号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が1件です。 6ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号7番は、袋井三丁目の畑、ほか1筆合計4,066㎡を経営規模拡大のため、3年間貸借するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、9番工藤元伸委員に報告をお願いします。
工藤元伸委員	今回申請があった農地について、去る7月6日、佐藤孝文委員、森山栄治推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号7番は、現況は畑で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。

		今回申請があった1件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第34号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第35号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
山 田 主 査		議案第35号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、賃借権設定が2件、所有権移転が1件です。 別紙8ページから説明します。 (1) 賃借権設定です。 受付番号67番は、大字中川字花岡の田、2,000㎡を5年間10a当たり12,000円で、新規設定するものです。 受付番号68番に関しては、農地中間管理事業による新規設定となります。 受付番号68番は、大字境松字村井の田、ほか3筆合計4,411㎡を10a当たり14,000円で10年間の設定です。 9ページへ移ります。 (2) 所有権移転です。 受付番号23番は、大字黒石字弥九郎の田、3,737㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議	長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じま

	すが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第35号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第36号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
山田主査	議案第36号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会の意見を求めるものであります。 別紙11ページから説明します。 今回の申請は2件です。 (1) 賃借権設定です。 受付番号1番から2番は、既に農地中間管理権が設定されている農地について、農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農業支援センターから新たな受け手に貸し付けられるものです。 件数は2件、田が3筆、合計11,116㎡、期間は8年7ヶ月から8年8ヶ月、賃借料は10a当たり12,000円となっております。 以上、計画書の内容等により、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号等の要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	存続期間について、いつから始まりましたか。
山田主査	以前契約されていたのが、令和4年9月20日が県の公告日になっていて、ここからのスタートになります。
佐藤国雄委員	賃借期間の年数について、どのような考え方なのですか。
山田主査	例えば、10年間貸している間に5年間で賃借の受け手が変わりました。そこから残り5年間と言う考え方になります。
佐藤国雄委員	例えば、田の場合、稲が育っている状態から始まるのですか。
山田主査	はい。双方で話はついていると思われます。
佐藤国雄委員	わかりました。
議長	ほかにご質問ございませんか。
委員	「なし」の声

議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第36号は、原案のとおり決定いたします。次に、議案第37号「非農地証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第37号は、黒石市非農地証明事務取扱要領第3条の規定により、別紙のとおり非農地証明申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙13ページで説明いたします。 受付番号5番は、登記地目は田、面積は1,014㎡、土地の所有者は記載のとおりです。 証明の内容は、現在の状況、宅地です。 申請の聞き取りによると、この土地は、公民館用地として取得し、利用されたもので、地目変更登記することなく現在に至った、とのこと。 地目変更を要するため、法務局に相談したところ、農業委員会の非農地証明が必要である、とされ申請に至ったものです。 現況地目は非農地で、非農地証明を交付することに問題ないと思われます。 なお、申請地の詳細については、現地調査を行った委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、9番工藤元伸委員に報告をお願いします。
工藤元伸委員	今回、非農地証明を受けたい申し出があった農地について、去る7月6日、佐藤孝文委員、森山英治推進委員、私と事務局を交えて、現地調査及び添付書類等の審査した結果を報告します。 受付番号5番は、宅地として非農地証明を受けたいとのこと。 場所は、つくし第一保育園から南西へ約130mに位置しており、旧中郷公民館、北地区児童センターの敷地内にあります。 現在は、公民館等は廃止されましたが、廃止以前は、ゲートボール場として利用されていたとのこと。 公民館敷地としての土地利用状況から宅地と認められます。 以上、非農地証明を受けたい申し出のあった土地について、非農地であると判断することに問題はないものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
長内康之委員	現在、建物は建っていますか。

福 士 係 長	建物は建っております。これについては、現在廃止されているもので、今後売却されると思われますが、地目が田の場合、売却できないことになるので、非農地証明を出すための地目変更となります。
長内康之委員	わかりました。
議 長	ほかにご質問ございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第37号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第38号「黒石市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係るについて」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第38号は、農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定により定めた基本構想について、同法施行規則第2条及び第7条の規定により、黒石市長から依頼があったので意見を求めるものです。 別紙で説明いたします。 この議案においては、令和5年第5回総会において、審議され、意見ない旨、決定され報告となっております。 この度、再度、意見を求められる理由は、県等の関係機関から文面の加除、修正があったため、再度、意見を求められるものです。 内容に関しては、基準等の数字など、修正はありません。 前回は説明しましたように、農業経営基盤強化促進法の改正により「地域計画を定めること」が、黒石市基本構想の大きな改正点であると説明いたしました。 改正文等の説明を割愛させていただき、今回は、この地域計画について、もう少し踏み込んで説明したいと思います。 別紙の地域計画とは何か、をご覧ください。 地域計画とは、何の計画か、ご存じでしょうか。 例えば、地域の総合計画、地域の分野別計画など思い浮かべる方もいらっしゃると思います。 環境、防災、福祉など、いろんな場面で計画があったりします。 農業分野では、どうか。ということになります。 例えば、農業分野では、人・農地プランなどがあります。 最近、公表された、地区ごとの担い手と経営計画を取りまとめた計画です。 具体的には、どのようなものなのか、よくわからないと思いますが、どうで

しょうか。

何個の地区割があって、自分が、どこのプランに属しているか、わからない方も多いかと思います。

そうした中ではありますが、さらに実質的に担い手の確保・育成をさらに進めるため、農業経営基盤強化促進法が改正され、人・農地プランが法定化、地域計画というのが打ち出されました。

今回、この地域計画の策定をするとされた理由、目的というのは、背景には急速な人口減少や担い手の高齢化による減少が問題視されているためです。

そこで、問題・課題解決をするため、地域ごとに将来の農業を考えることが必要となるということを国が法定化した、ということになります。

地域計画とは、農地利用の地域計画であって、農地利用の未来設計図をつくること、10年後の農地の集積・集約をより具体的にするため、地図として描くこと、を指します。

この未来の地図の作成を令和6年度末までに作成するよう求められております。

従いまして、集中的に農業委員会においても積極的な関わり合いをもって、活動していくこととなります。

農業委員会法では、法第6条第2項にある農地利用の最適化活動にあたります。

出し手受け手の意向調査、話し合い活動への参加など、活動記録日誌に記載すべく事項になります。

「農業者との意見交換会」の開催等の通知は、農業会議からも出されております。

会議出席の機会では、会議の出席では、意向調査の確認、農地情報の提供、利用調整、相談活動等ができます。農地利用の最適化活動が行われるよう会議の機会には積極的に参加していただく、ということになります。

会議の開催につきましては、近年は、コロナ過により実施を見送ってきておりましたが、コロナの取扱いや感染状況が低くなってきていることから、開催可能であると判断されました。

委員、最適化推進委員は、農業委員会法の法的義務として、会議の場には、可能な限り出席していただく、ということとなります。

そこで、地域計画、座談会の実施、参加ということになります。

座談会の開催箇所は、ご覧のとおり7地区あります。

農業委員、農地利用最適化推進委員には、忙しいところではありますが、必ず出席していただきますよう、よろしくお願いいたします。

座談会における委員さんの役目としては、参加される農家さんの相談役として、農地利用の集積・集約のアドバイザーとして参加していただきます。

地域計画に関する座談会ということになりますので、主催は農林課となります。

座談会の内容は、担い手対策、農地バンクの活用、補助事業の活用等の話やその他将来の地域農業の在り方に関する要望の聞き取りなど、検討するといっ

たものです。会議の方法も、従来と変わります。

説明行の下には、令和5年度における農業委員会、委員等の役割とは、とありますが、たくさんの農家さんに参加していただいて、座談会が実施できるよう、開催に必要な人集めについて積極的な声掛けをしていただくようお願いいたします。

地域計画地図の素案作成にあたっては、できるだけ農家さんの意向を確認するために意向調査も実施いたします。

意向調査は、郵送による回収をすることで実施しますが、過去に行なった意向調査の回収では、5割の回収となっております。

今回は、未回収分について、実施するものですので、3割程度の郵送回収と残りの7割については、委員と職員で回収に歩くことが必要になることが想定しております。

意向調査の回収では、農繁期にあたることも想定されますが、今年一年は地域における大事な計画策定の時期になるため、何とか協力いただきたいと思います。

委員の皆さんのご協力いただいたうえで、今年度中には、農業委員会が作成する地域計画地図の素案作成を完成させるということになります。

この地域計画地図の素案作成は、法定業務であるとともに、将来の地域農業を考える重要な施策となります。

なぜ、地域計画を作成しなければならないのか。

次のページをお開きください。

令和5年6月に開催された資料です。

青森県の農業経営体の推移とあります。

平成22年から令和2年までの10年間で35%の減です。

地域データを見ると津軽南では平成22年6700戸から4796戸となり、1904戸の減、増減率で28%の減となっております。

農業県である青森県において、経営体減少率が3割以上だということは、驚異的な数字で、危機的な状況を示しております。

次のページをお開きください。

基幹的農業従事者の推移とあります。

10年間で2万人の減少、65歳以上が占める割合は、10年間で10ポイントの増加とあり、全年齢の60%以上となっております。

高齢化が進んできていることを表しております。

次のページをお開きください。

黒石市農業経営体年齢別データを出しました。

農業委員会で管理している農地基本台帳のデータを参照して作成したものです。

これをみて、わかるように県の基幹的農業従事者の推移に似ており、70歳代以上において、全体の53.4%となり、半数以上を占めており、高齢化が進んできております。

10年後、80歳以上が離農する場合454経営体の減少、全体の19.2%

		が減少し、さらに70歳以上の離農を想定した場合、1261経営体の減少で53.3%が減少すると想定されます。 こうしたことデータから見ても、高齢化や人口減少がますます進んでくことが見込まれます。 地域農業を維持、持続させるため、今年度から地域計画の検討、作成に着手すること、農業委員会、農業委員等の大きな役割となります。 地域計画の説明としては、以上です。
議 長		ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員		「なし」の声
議 長		質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議 長		ご異議がありませんので、議案第38号は、原案のとおり決定いたします。 これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和5年第7回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前9時46分 終了

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年7月18日

議長 水戸康行

議事録署名者 石山秀夫

議事録署名者 佐藤国雄